

# 15のいす

—かつて手掛けた

法律の事件—

最高裁判所判事

山本庸幸



私は、最高裁判所判事になる前は、内閣提出の法律案を審査する仕事を20年間行ってきたことから、私が担当する上告事件等の中に、前職において手掛けた法律の解釈が問題となっているものを見かけたりする。

そうすると、まるで昔の自分の成績を見ているような、いささか面映ゆくて落ち着かない気分になる。

法律を取り巻く社会の状況は常に変化するものであるし、法規範そのものに対する人々の意識も変わりゆく。法律案を審査していた時には、先々を見越して遺漏がないように立案していたつもりであるが、それでも社会や技術の進展は想定以上のことが多い。そうした時、機動的に法改正を繰り返していくのが望ましい姿であるが、現実にはなかなかそうはならない。やがて当事者間や行政官庁との間でその法律の条文解釈が問題となり、事件として裁判所に持ち込まれるということになる。



また、法律には立法技術上の制約がある。立案の段階で条文中に詳細に書き込めば書き込むほど、解釈に迷いが生ずることはない。ところが、そういう法律は細かすぎて読みにくいばかりか、早晩陳腐化してしまって使い物にならなくなる。従ってそうはならないように、将来起こりうべき事態をも想定しつつ、規定すべき法規範の内容を簡潔かつ必要十分な範囲で記述する。これが、立案担当者の腕の見せ所なのである。

そういうことから、私の場合、かつて自分が手掛けた法律に関する事件を目の当たりにすると、その争訟の内容に入る前に、この事件の背景は社会の進展に法規範が追いつけなかったからなのか、あるいは立法技術としてこれで良かったのかどうかなどが、まず気になる。ところが事件の内容を見て、そのいずれでもなく、以前に自分が手掛けた法律が今もしっかりとその役割を果たしているのがわかると、これにも増して嬉しいことはないと頭の片隅で思ったりして、処理方針の検討に入っていくのである。

そういうことから、私の場合、かつて自分が手掛けた法律に関する事件を目の当たりにすると、その争訟の内容に入る前に、この事件の背景は社会の進展に法規範が追いつけなかったからなのか、あるいは立法技術としてこれで良かったのかどうかなどが、まず気になる。ところが事件の内容を見て、そのいずれでもなく、以前に自分が手掛けた法律が今もしっかりとその役割を果たしているのがわかると、これにも増して嬉しいことはないと頭の片隅で思ったりして、処理方針の検討に入っていくのである。

(やまもと・つねゆき)